

# 主要国の制度について

平成19年10月12日

金融庁

# アメリカの民事制裁金制度の概要

- 執行機関: SEC(証券取引委員会)
- 対象行為: 連邦証券規制違反全般
- 手続: 行政手続又は裁判所を通じた民事手続
  - 行政手続の場合
    - 規制業者にのみ賦課可能
    - 行政判事が審理を行う。
    - 技術的な違反行為が中心
  - 民事手続の場合
    - 全ての者に賦課可能
    - SECが裁判所に民事制裁を申し立て、民事訴訟の一当事者となる。
    - インサイダー取引等の不公正取引行為・開示書類の虚偽記載に対して行う場合が多い。

# アメリカの民事制裁金額

## 【民事制裁金の賦課上限額】

民事制裁金額の水準は違法行為の重大性により以下の3段階の上限を設定

(1) 第1段階(通常の違法行為)

自然人～\$6,500、法人～\$65,000

(2) 第2段階(詐欺・相場操縦等)

自然人～\$65,000、法人～\$325,000

(3) 第3段階(多大な損失等)

自然人～\$130,000、法人～\$650,000

ただし、

①民事手続の場合は、不当利得の額が上記金額を超える場合は不当利得の額まで。

②インサイダー取引規制違反の場合は、不当利得の3倍(監督責任者については\$1,275,000又は不当利得の3倍のいずれか大きい額)までの制裁金を課すことが可能。

# アメリカの民事制裁金と刑事罰との関係

- 同一の行為に関して、民事制裁と刑事罰を同時に課すことが可能。
- 罰金や没収など刑事罰の状況を考慮しつつ、民事制裁金の賦課額は決定される。
- 「二重の危険(double jeopardy)」との関係  
同一の行為に関して民事制裁金と刑事処分を課すことは、一般に二重の危険には当たらないとされている(1997年Hudson vs. United States連邦最高裁判例、詳細次頁)。

# 米国における二重処罰に関する判決

**Hudson vs. United States**米連邦最高裁判決(1997.12.10)

**判決の概要**: 銀行法違反に対し、OCC(通貨監督庁)より制裁金等の処分が課された後、同一事実について、銀行資金の不正使用罪・銀行帳簿の虚偽記載罪等で起訴された。

**同判決中二重処罰に関連する判示部分**: OCCの処分はあくまで民事制裁であり刑事罰ではなく、したがって「二重の危険」条項(注)は、OCCの処分後の刑事訴追を妨げるものではない。

(注)連邦憲法第5修正

「何人も、同一犯罪行為を理由に生命又は身体を二度危険にさらされることはない。」

(参考)立法者の意図が民事制裁とするものであっても、①積極的な自由の剥奪又は拘束であるか、②歴史的に処罰とみなされてきたか、③故意を要件としているか、④処罰の目的である応報と抑止を促進するか、⑤対象行為が犯罪とされているか、⑥制裁と合理的に関連付けられる他の目的が制裁に値するものか、⑦当該他の目的に照らして過度でないか、等の要素を勘案して、制裁の目的・効果が過度に懲罰的である場合は刑事罰とみなされるとした。

# イギリスの民事制裁金の概要

- 執行機関：FSA（金融サービス機構）
- 対象行為：金融サービス・市場法違反行為全般
- 手続：
  - 市場不正行為（インサイダー取引、相場操縦等）の場合は、全ての者に対して民事/行政いずれかの手続で賦課
    - 民事手続の場合、FSAは民事訴訟の一当事者となる。
  - ① 認可業者による業規制違反の場合は認可業者に対して、
    - ② 上場規制違反の場合は全ての発行体に対して、FSAが行政手続により賦課

# イギリスの民事制裁金の金額

- 民事制裁金の賦課上限額  
上限額の定めはなく、FSAの裁量で決定
- 民事制裁金の算出方法  
民事制裁金の金額を決定するには以下の事項等を総合的に考慮して決定
  - 制裁の抑止効果
  - 違反行為の性質、深刻さ、影響(違法行為の期間・頻度、金融市場の秩序に与える影響、消費者等に与えた損失等)、
  - 故意か過失か、
  - 制裁金の対象者は個人か法人か、
  - 対象者の規模・財政等の状況、
  - 得られた利益又は回避された損失額、
  - 違反行為が発見困難か、
  - 違反行為後の行動、
  - 過去の懲戒歴及び法令遵守歴、
  - 過去の類似ケースでFSAのとった行動、
  - 他の規制機関がとった行動

# イギリスの民事制裁金と刑事罰の関係

- 市場不正行為に対して刑事罰あり。
- FSAは、刑事手続における刑事訴追も担当する。
- FSAの方針として、民事/行政手続と刑事手続のいずれか一方をとることとしている。



# フランスの行政制裁金制度の概要

- 執行機関: AMF (金融市場機構)
- 対象行為:
  - 業者による業規制違反
  - 全ての者による法令違反行為 (インサイダー取引、風説の流布、相場操縦等)
- 手続: 行政手続による。
- 行政制裁金の賦課上限額: 150万ユーロ又は利得額の10倍 (自然人による業規制違反の場合は30万ユーロ又は利得額の5倍)
- 行政制裁金の算出方法:

制裁金の額は、犯された違反の重大性、違反による利得を踏まえて算定される。
- 行政制裁金と刑事罰は併科され得る。

## 英米における民事制裁金賦課事例

### ○ 米国の事例

違反者	違反類型	賦課金額 <sup>1</sup>	備考
McAfee, Inc. (2006. 1)	開示書類の虚偽記載等	5000 万ドル	・ 和解成立後に民事手続
(AOL) Time Warner (2005. 3 )	開示書類の虚偽記載、差止命令違反等	3 億ドル	・ 和解成立後に民事手続。なお、従前(2000. 5)の差止命令の遵守も和解内容の一部。 ・ 司法省との間でも、和解金 2 億 1000 万ドル(罰金 6000 万ドル及び関連訴訟の和解に充てる基金 1 億 5000 万ドルの拠出)にて和解成立(2004. 12)。なお、司法省は、本件に関し、同社を刑事告発済み(ただし起訴猶予)。
Worldcom(現 MCI) (2003. 7)	開示書類の虚偽記載等	7. 5 億ドル	・ 米破産法 11 条適用のもとでの再建中での処分。 ・ 民事手続中に和解成立。 ・ 内訳：現金 5 億ドル+MCI の普通株式 2. 5 億ドル相当
Xerox Corporation(2002. 4)	開示書類の虚偽記載	1000 万ドル	・ 和解成立後に民事手続。
Gregg Ashley Smith and Elliot Joel Smith(2007. 9)	インサイダー取引	約 60 万ドル	・ 和解成立後に民事手続。 ・ 内訳：G. Smith—約 20 万ドル、E. Smith—約 40 万ドル ・ E. Smith の制裁金額は、不当利得の 2 倍。

<sup>1</sup> 賦課金額が記述の上限額を超えている点については、上限規定が「違反一件につき」との規定ぶりとなっており、当該違反件数の数え方が法律上明確ではないことから、違法行為の行われた 1 日につき 1 件として算定する等、件数の柔軟な算定が可能となっていることによる。

Hugo Salvador Villa Manzo and Multivestiments Inc. (2002. 3)	インサイダー取引	約 150 万ドル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民事手続中に和解成立。</li> <li>・ 内訳: 不当利得約 56 万ドル+期間利息約 10 万ドル+不当利得の 1. 5 倍。</li> </ul>
Morgan Stanley (2006. 2)	電子メール保管懈怠	約 1500 万ドル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 民事手続中に和解成立。</li> <li>・ 記録保管の不備に対して SEC が課す民事制裁金としては過去最高額。</li> </ul>

○ 英国の事例

違反者	違反類型	賦課金額	備考
Shell/Royal Dutch(2004. 8)	市場不正行為 <sup>2</sup> 、上場規則違反	1700 万ポンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>不適切な情報開示（不適切な埋蔵量管理に基づく不十分な情報開示）等</li> <li>英米蘭当局による共同捜査により発覚したもの。</li> <li>Shell は FSA の調査に協力したものの、制裁金額の減額には反映されなかった。</li> </ul>
① G L G Partners LP 及び ② G L G の元役員 (2006. 8)	① 市場不正行為、業規制 <sup>3</sup> 違反（市場行為規範の不遵守） ② 市場不正行為、業規制違反（不適正な業務遂行、不十分な管理統制）	各 75 万ポンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>インサイダー取引</li> <li>日本の監視委との協力連携のもと、同社が日本証券市場において行った不公正取引（空売りインサイダー取引）に関し、当該行為が FSMA に規定する market abuse に該当し、さらに Principles 等に違反するとして、制裁金を課したものの。</li> <li>② の元役員に課せられた制裁金は、個人に対する制裁金としては過去最高額。</li> </ul>
James Boyd Parker (2006. 10)	市場不正行為	25 万ポンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>インサイダー取引（下記 Pace の事案において、未公表の重要事実を取り扱う立場にあった同人が、当該未公表事実を利用してインサイダー取引を行ったとして民事制裁金を賦課されたもの）</li> <li>民事手続により賦課</li> </ul>

<sup>2</sup> Market abuse—FSMA(英国金融サービス市場法) § 118 ないし § 131

<sup>3</sup> The FSA’s Principles for businesses(英国認可業者に係る業務原則)

Pace Micro Technology plc (2005. 1)	上場規則違反	45 万ポンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中間決算報告における虚偽報告(重要事実の不記載)、将来収益予測の不適切開示</li> </ul>
Citigroup Global Markets Limited(2005. 6)	業規制違反(不適正な業務遂行、不十分な管理統制)	1400 万ポンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ヨーロッパ国債市場における取引戦略遂行における不適切・非効率な事業運営</li> <li>・ 内訳：利得放棄—約 996 万ポンド、追加制裁金—400 万ポンド</li> </ul>
General Reinsurance UK Limited (2006.11)	業規制違反(不適正な業務遂行、不十分な管理統制)等	122.5 万ポンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非合法・不適切な再保険取引への関与</li> <li>・ 早期解決のために調査協力したため、元々の制裁金の30% 減額措置が執られた。</li> </ul>
Deutsche Bank AG(2006. 4)	業規制違反(市場行為規範の不遵守、不適正な業務遂行)	約 636 万ポンド	